

# 火葬料の差額助成制度について

薩摩川内市では、薩摩川内市に住所を有する方が亡くなった際、地域の実情又は特殊な事情により、市外の火葬場で火葬された場合に、15,000円を上限として本市の火葬料との差額分を助成します。

●手続きの場所：薩摩川内市役所環境課 または 各支所地域振興課

●助成の対象：死亡者の住所が薩摩川内市内の場合

死産児の場合は母、改葬骨の場合は使用者の住所が薩摩川内市内の場合

●申請する方：火葬許可証の申請者

●必要なもの：火葬料を支払った方の印鑑・火葬許可証の写し・火葬料の領収書の写し  
振替先の口座通帳の写し

●その他：支払った火葬料の額が、下の表の金額を上回った場合のみ、15,000円を上限として差額を助成します。（例：満13歳以上の者で20,000円を支払った場合、20,000円－5,000円＝15,000円の助成）

	薩摩川内市葬斎場の火葬料
満13歳以上の者	5,000円
満13歳未満の者	3,000円
死産児	1,500円
改葬骨	1,500円

●お問い合わせ先 薩摩川内市役所 環境課 生活環境グループ

0996-23-5111（内線2742）

